

山梨県公報

第四百十五号

令和五年

十月二日

月 曜 日

目次

○建築基準法に基づく道路位置指定……………六二七

公 告

○随意契約の相手方の決定について……………六二七

○公募型プロポーザルについて……………六二七

○令和五年度山梨県准看護師試験の実施……………六二九

人事委員会

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………六三〇

告 示

山梨県告示第二百三十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
令和五年十月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和五年九月二十五日
- 二 指定道路の位置 南都留郡忍野村忍草字土手下九百三十九番一、九百五十六番一
- 三 指定道路の幅員 四・五〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十四・九〇メートル

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千

九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和五年十月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 山梨県ホームページシステム運用・保守業務
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県知事政策局 広聴広報グループ
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和五年七月二十八日

四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 グローバルデザイン株式会社
- (二) 住所 静岡県静岡市葵区紺屋町十七番地一号葵タワー十六階

五 契約金額 三千四百九十九万二千五百一円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県ホームページシステムの開発業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

● 公募型プロポーザルについて
次のとおり公募型プロポーザルを行う。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和五年十月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 公募型プロポーザルに付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

- (一) 名称 財務会計システム構築業務
- (二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 公募型プロポーザル実施要領で定める内容等であること

と。

- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和九年三月三十一日まで
- 4 履行場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 三 公募型プロポーザルの参加資格 参加者が単体企業の場合にあっては1に、共同企業体（以下「JV」という。）の場合にあっては2に示すとおりとする。
- 1 単体企業の場合 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
 - (六) この公告の日から企画提案書等提出の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成十年四月一日）」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者
 - (七) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - (八) 令和五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和五年山梨県告示第九十三号）の一に定める競争入札に参加することができない者
 - (九) 本業務を遂行するために必要とされる技術者を配置できない者
 - (十) 本構築業務を実施する部門又は組織において、情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC 27001 若しくは日本産業規格 JIS Q 27001）の認証又はプライバシーマークのいずれも取得していない

者

- 2 JVの場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
 - (一) JVの構成員の資格要件
 - ア 構成員の全てが1(一)から(九)までの要件のいずれにも該当しないこと。
 - イ 1(十)は、代表構成員が該当しないこと。
 - (二) JVの資格要件
 - ア JVの構成員は、三者以内であること。
 - イ JVの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
 - ウ JVの各構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本調達に参加していないこと。
- 四 公募型プロポーザルの評価基準
 - 1 機能適合状況
 - 2 企画提案書及びプレゼンテーションの内容
 - 3 構築費用
 - 4 運用保守費用
 - 5 公募型プロポーザルの手続等
 - 1 契約条項を示す場所、公募型プロポーザル実施要領の交付場所及び問合せ先郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二二三―一四一七）
 - 2 公募型プロポーザル実施要領の交付方法 交付を希望する場合は、事前に1の間合せ先に電話連絡のうえ来庁すること。
 - (一) 交付期間 この公告の日から令和五年十月十八日（水）までの日（山梨県の休日を含め）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで
 - (二) 交付方法 1に掲げる場所において直接交付する。
 - 3 公募型プロポーザルの参加資格確認の申請
 - (一) 申請期間 この公告の日の翌日から令和五年十月十八日（水）まで（県の休日を除く。）の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで（郵送による場合は令和五年十月十七日（火）午後五時まで）
 - (二) 申請方法 1に掲げる場所に持参又は郵送をすること。
 - 4 企画提案書の提出
 - (一) 提出期限 令和五年十一月十三日（月）午後四時（郵送による場合は令和五年十一月十日（金）午後五時）（見積書については、令和五年十二月一日（金）午

後四時（郵送による場合は令和五年十二月一日（金）午後五時）までに提出することができる。）

(二) 提出方法 1に掲げる場所に持参又は郵送をすること。

5 プレゼンテーション及びヒアリング

(一) 実施日 令和五年十二月八日（金）

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館四階情報政策課マ
ルチメディアルーム

6 契約交渉権者の決定 企画提案内容について、四に掲げる評価基準に基づく評価
を行い、評価の高い順に契約交渉権者順位を決定する。

六 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

2 契約保証金 契約を締結しようとする者は、公募型プロポーザル実施要領で定め
る契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和三十九年規
則第十一号）百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否 要

4 企画提案書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

5 契約交渉権者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさ
なくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを
負わない。

6 詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。

※ Summary

1 Nature and amount of proposals: Development of Financial Accounting
System for Yamanaashi Prefectural Government 1 set.

2 Deadline for submission of proposals: 4:00p.m, November 13, 2023

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department,
Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi
400-8501 Japan TEL 055-223-1417

● 令和五年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和
五年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和五年十月二日

一 試験日時 令和六年二月十四日（水）午後一時三十分から午後四時まで
山梨県知事 長 崎 幸太郎

二 試験場所 甲府市東光寺三丁目十三番二十五号 山梨県地場産業センター「かいて
らす」

三 試験方法 筆記試験

四 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第
二十三条に規定する科目

五 受験資格 山梨県内の学校養成所を卒業又は卒業見込みの者、山梨県内在住者、も
しくは資格取得後に山梨県内の医療機関等に就職することが内定している者で、保健
師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

六 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 受験資格を有することを証明する書類

4 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦
六センチメートルかつ横四センチメートル、裏側に撮影年月日及び氏名を記載した
もの）一枚

5 戸籍抄本（受験資格を有することを証明する書類の氏名が現在の氏名と同じ場合
は、提出する必要はない。）

七 受験手数料 六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙
を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験し
なかった場合でも還付しない。）

八 受験願書の配布期間及び配布場所

1 配布期間 令和五年十月三十日（月）から十一月十日（金）までの山梨県の休日
を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時
から正午まで及び午後一時から午後五時までに、必要書類を持参のうえ来庁するこ
と。ただし、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書
して、百四十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角形二号）及び必要
書類を同封し、令和五年十月三十日（月）から十一月十日（金）までの消印のある
ものを、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛てに送付すること。

2 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先 八2に掲げる場所

2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。

3 受付期間 令和五年十二月四日（月）及び同月六日（水）の各日の午前九時から
正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、簡易書留により郵送する場合

は、同月四日(月)から同月六日(水)の消印のあるものを有効とする。
十 その他 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当(電話〇五五―二三三―一四八四)に問い合わせること。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月二日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(勤勉手当の成績率の特例)

2 任命権者は、当分の間、第十三条第一項本文の規定にかかわらず、特別の理由がある場合において、人事委員会が承認したときは、同項各号に定める成績率について別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、交付の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。